

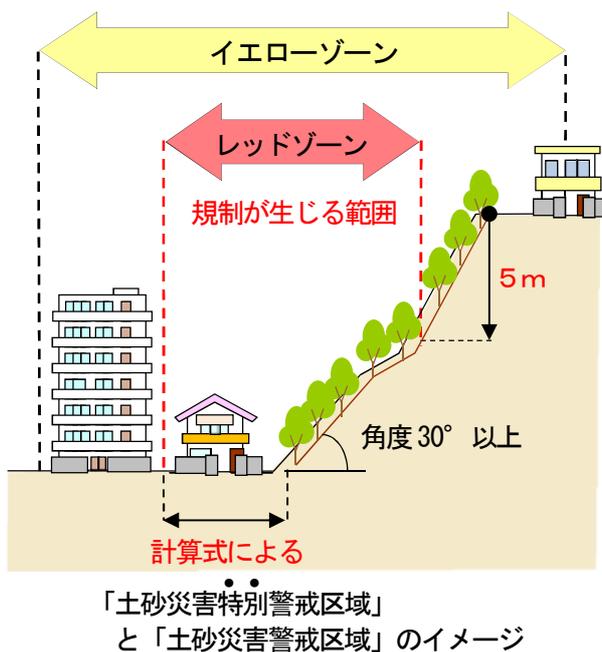
がけ崩れのおそれのある斜面を調査します 【中原区】

■調査の目的

神奈川県では、がけ崩れ災害から県民の生命を守るため、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

川崎市においては、2016年に「土砂災害警戒区域」の指定を完了しています。

今後、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向け、がけ崩れのおそれのある斜面の調査に着手します。



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

「土砂災害による危害が生じるおそれのある区域」

- 開発行為や建築物に対する規制はありません。
- ・ 区域上端：がけの上端から、水平距離で10mの位置
- ・ 区域下端：がけの下端から、がけの高さの2倍の位置（50m以内）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

「土砂災害による著しい危害が生じるおそれのある区域」

- 行為の許可、建築物に対する規制が生じます。
- ・ 区域上端：がけの上端から、鉛直方向で5m下がった位置
- ・ 区域下端：一般的な建築物が、がけ崩れによる土砂により破壊されない位置（計算式による）

■調査の概要

調査箇所：中原区内で「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所

※中原区では、2009～2010年度に調査、2011年度に土砂災害警戒区域を指定しました。

その後、指定を保留した開発中の箇所を2014年4月に追加指定し、現在、8箇所（23斜面）が指定されています。

調査内容：斜面の土質、土地の利用状況、勾配や位置などを把握するため、現地に立ち入って目視による確認や測量を行います。

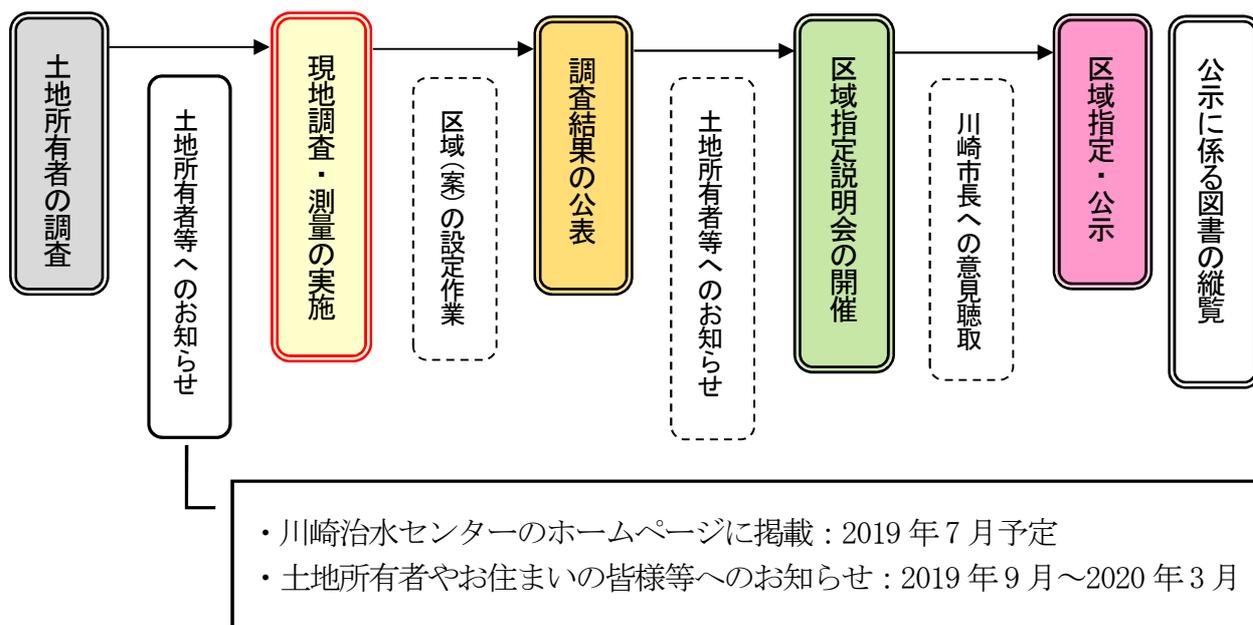
調査者：県が委託した調査会社【（株）クリアリア】の社員が、腕章をつけて調査を行います。

実施時期：2019年9月から2020年3月頃まで

※ 調査箇所の土地所有者やお住まいの皆様等には、調査実施前に個別にお知らせをします。

■土砂災害特別警戒区域指定までの流れ

(2019年4月～) (2019年9月～)



(調査から指定まで)

- 航空写真から作成した地図上で、概ねの範囲を特定した後、現地調査を行います。
- 現地調査結果を踏まえて区域指定範囲を設定し、区域指定図(案)を公表します。
- 土地所有者やお住まいの皆様等、自治会・町内会、周辺住民を対象にした地元説明会を開催し、指定についてご説明をした後、「土砂災害特別警戒区域」を指定し、県公報で公示します。

※現地調査の実施や説明会の開催につきましては、事前にご案内をいたします。

※調査結果については、川崎治水センターや川崎市役所(本庁、中原区役所)で「区域指定図(案)」を閲覧できる他、県ホームページ(土砂災害情報ポータル)でも公表します。

※区域指定後の公示に係る図書については、川崎治水センターや川崎市役所(本庁、中原区役所)で「区域指定図」と「区域調書」を、県ホームページ(土砂災害情報ポータル)で「区域指定図」をご覧ください。

■参考情報：「土砂災害警戒区域」の指定範囲の確認方法

☑インターネットで区域指定図を見る

「神奈川県土砂災害情報ポータル」(神奈川県ホームページ)

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

※操作方法等、ご不明な点につきましては、下記の間合せ先にご連絡ください。

※区域指定図は、「土砂災害ハザードマップ」よりも大きな縮尺図面です。

☑窓口で区域指定図を見る

神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター(川崎市多摩区生田4-25-1)

川崎市まちづくり局指導部 宅地企画指導課(全区分)、各区役所危機管理担当(各区分)

※閲覧できる指定図は、土砂災害情報ポータルに掲載している指定図と同じです。

※閲覧時間は、平日の開庁時間(8:30~17:15(12:00~13:00を除く))です。

(調査に関するお問合せ先)



神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター工務課 急傾斜地公園班 Tel: 044-932-7193 (直通)

044-932-7211 (代表)